

第 4 期大阪府地域福祉支援計画（素案）

和田保護司の抜粋作成

大阪府

第4期計画策定の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けて改正された社会福祉法を踏まえ、包括的な支援体制整備や地域づくり等を進める市町村の取組を支援すること等により、府内の地域福祉の推進を図る。
- 第4期計画では、多様な地域生活課題に対応するため、従来の取組に加え、高齢や障がい等の福祉サービスや教育・医療等の他分野との連携及び公民協働を一層進めることにより、孤立の防止や制度の狭間を埋めるなど地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。

【地域福祉推進に向けた原則】 ①人権の尊重と住民主体の福祉活動、②ソーシャル・インクルージョン、③ノーマライゼーション

【計画策定の基本視点】 ①複合化・複雑化した地域生活課題への対応 ②「だれもが暮らしやすい」地域づくりの推進 ③地域実情に応じた地域福祉の推進

【地域福祉を取り巻く状況の変化】

《人口・世帯構造の変化》…人口減少と超高齢社会の進展の中で、大阪の都市部を中心に核家族化や単独世帯等の増加により世帯構造が変化（高齢者世帯・高齢単独世帯の増加）。家庭・地域の相互扶助機能、地域コミュニティ機能が低下。
 《雇用情勢などの影響》…経済は緩やかな回復基調が続いているが、依然として大阪の生活保護率は全国平均より突出して高く、非正規雇用者の割合も全国平均より高い状況。生活困窮や子どもの貧困問題など複合的な課題を抱えている。
 《大規模災害の発生》…大規模な自然災害等に備え、平常時からの要配慮者の把握や日常的な見守りを強化し、災害時に迅速かつ確かな支援につなげる等の避難行動要支援者への避難支援体制の構築が急務。
 《主な法改正等》…地域共生社会の実現に関する関係法令等が改正・制定され、施行。（②生活困窮者自立支援法、③障害者差別解消法・ヘイトスピーチ解消法・部落差別解消推進法、④成年後見制度利用促進基本計画、⑤改正社会福祉法）

計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画
- ・ 地域福祉を推進する市町村地域福祉計画を支援
- ・ 各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を記載し、制度の狭間を埋める地域福祉のセーフティネットの拡充等について定める

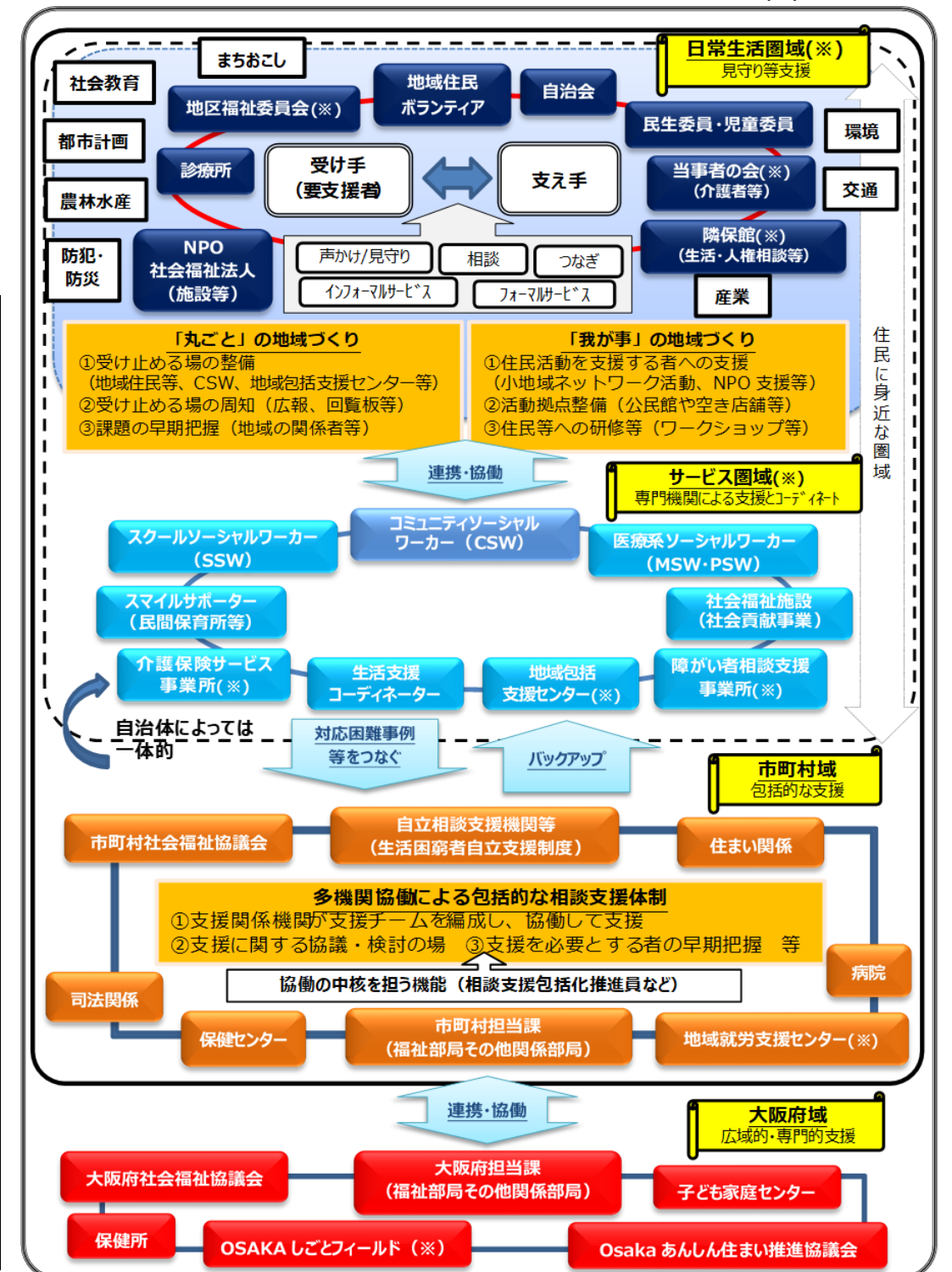
計画のめざすビジョン・計画期間

- めざすビジョン：
『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』
『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会』
『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会』
- 期間：2019（H31）年度から2023年度（5年間）

地域福祉を推進する重点取組

施策の方向性	重点取組	主な目標・指標
I 地域福祉のセーフティネットの拡充	① 市町村と連携したセーフティネットの拡充 ▶ 市町村における包括的な支援体制の構築・地域づくりと孤立死防止 ▶ CSW 設置促進・資質向上等 ▶ 関係機関の連携協働促進 ② 生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実 ▶ 生活困窮者への支援 ▶ 子どもの貧困 ▶ 就労支援など ▶ 様々な課題への対応（ひきこもり・自殺対策・依存症等、人権・犯罪被害・男女相談等） ③ 災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実 ▶ 避難行動要支援者名簿の更新・利活用 ▶ DWAT の設置	◆ CSW 配置人数 ◆ 努力義務事業実施自治体数 ◆ 災害時安否確認の方法等
II 地域における権利擁護の推進	① 虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進 ▶ 虐待・DV の理解促進 ▶ 相談機能の強化・連携 ▶ 市町村支援 ② 成年後見制度等の利用促進 ▶ 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ▶ 制度（市民・法人）の担い手確保 ③ 消費者被害等の未然防止	◆ 地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置 ◆ 後見の担い手確保（市民・法人等） ◆ 日常生活自立支援事業の待機者数
III 地域福祉を担う多様な人づくり	① 地域づくりにつながる人づくり ▶ 人材育成・機会創出（災害ボランティア含む） ▶ 福祉・ボランティア教育 ② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ③ 介護・福祉人材の確保 ▶ 参入促進等 ▶ 資質向上 ④ 教育・保育人材の確保 ▶ 保育人材の養成・就業促進 ▶ 定着支援等 ▶ 資質向上	◆ 介護・福祉人材の確保 ◆ 教育・保育人材の確保
IV 地域の生活と福祉を支える基盤強化	① 安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進 ▶ 住宅確保要配慮者への居住支援 ▶ 福祉有償運送の振興 ▶ 福祉のまちづくり ② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 ▶ 地域生活定着支援センターの理解等促進 ▶ 再犯防止に向けた支援体制の構築 ③ 社会福祉協議会に対する活動支援 ④ 福祉基金の活用・推進 ⑤ 第三者評価等による福祉サービスの質の向上 ⑥ 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査	◆ 居住支援体制の構築の促進 ◆ モデル事業の実施と「地方再犯防止推進計画」の策定等
V 市町村支援	① 地域の実情に合わせた施策立案の支援 ▶ 大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の有効活用 ▶ 施策立案支援 ② 市町村地域福祉計画の策定・改定支援	◆ 改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定

《大阪府の地域福祉のセーフティネット（イメージ）》 ※は用語集で解説



② 矯正施設退所予定者等への社会復帰支援

《現状と課題》

- ▽ 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院）退所予定者及び退所者等が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう地域生活定着支援センターを設置し、地域生活への定着を支援しています。

平成 22 年 7 月に同センターを設置して以来、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設や保護観察所等と連携、協働して取り組んでいます。
- ▽ 同センターは、平成 21 年度、国が制度を創設し、平成 23 年度末までに全都道府県に設置することで、広域的支援を行うことが可能となりましたが、支援対象者の大半が帰住地をもたないことから、円滑な事業運営を図るためには、住民に最も身近な市町村や受入施設等への事業の理解と協力を、より一層深めていく必要があります。
- ▽ 一方、国においては、地域住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（通称：「再犯防止推進法」）」及び平成 29 年 12 月に閣議決定された「再犯防止推進計画」を踏まえ、施設退所予定者等に対し、必要な住まい、就労、福祉サービス等の利用にかかる支援を適切に提供し、社会復帰を促進すること等により再犯防止に取り組むこととされています。

《第 4 期計画における具体的取組》

（地域生活定着支援センターの理解等促進）

- ▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。

（地域生活定着支援センターの課題検討）

- ▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。

（再犯防止に向けた支援体制の構築）

- ▼ 国のモデル事業を実施し、大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。

▼ 《目標・指標》

- ◆ 2018（平成30）年度より3カ年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。

③ 社会福祉協議会に対する活動支援

《現状と課題》

- ▽ 社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。
- ▽ 府社協では、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築をめざし、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。

大阪府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。
- ▽ 市町村社協では、市町村や福祉施設、地区福祉委員（※）、地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。特に、地域貢献委員会（※）の設置（平成29年度末現在で31市町村社協）により、社会福祉施設の協働による福祉活動を推進するとともに、府域における「大阪しあわせネットワーク」との一層の連携を図り、地域のセーフティネットの充実をめざしています。

また、地域住民による声かけ・見守り等の助け合い活動として定着してきた小地域ネットワーク活動については、その担い手の拡大も含めて、各地域における活動の広がりが期待されます。

《第4期計画における具体的取組》

（府社協の活動支援）

- ▼ 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載(素案)	【4】関係事業等
44	福祉有償運送の振興	▼ 福祉有償運送制度（※）では、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。	○運営協議会の運営支援
44	安全・安心な福祉のまちづくり	▼ 都市施設（※）等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度（※）等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策の推進に取り組みます。	○福祉のまちづくり推進事業 ○交通安全施設整備事業等（防災・安全交付金他を活用）
44	行政の福祉化の取組における既存資源等を活用した福祉施策の推進	▼ 行政の福祉化（※）を推進し、府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくり等、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、身近な拠点・居場所づくりに取り組みます。	○行政の福祉化 ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金 ○市町村地域福祉担当課長会議 ○府営住宅ストック地域資源化プロジェクト
◆目標・指標 「◆「Osakaあんしん住まい推進協議会」への全市町村の加入をめざし、未加入市町村に参画を働きかけるとともに、市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促します。（参加市町村：34市町村 ※2018（平成30）年8月現在）」			
②矯正施設退所予定者等への社会復帰支援 ◀現状と課題▶			
45		▽ 高齢または障がい有することにより、福祉の支援が必要な矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）退所予定者及び退所者等が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう地域生活定着支援センターを設置し、地域生活への定着を支援しています。 平成22年7月に同センターを設置して以来、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を矯正施設や保護観察所等と連携、協働して取り組んでいます。	
45		▽ 同センターは、平成21年度、国が制度を創設し、平成23年度末までに全都道府県に設置することで、広域的支援を行うことが可能となりましたが、支援対象者の大半が帰住地をもたないことから、円滑な事業運営を図るためには、住民に最も身近な市町村や受入施設等への事業の理解と協力を、より一層深めていく必要があります。	

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載(素案)	【4】関係事業等
45		▽ 一方、国においては、地域住民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（通称：「再犯防止推進法」）及び平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」を踏まえ、施設退所予定者等に対し、必要な住まい、就労、福祉サービス等の利用にかかる支援を適切に提供し、社会復帰を促進すること等により再犯防止に取り組むこととされています。	
◀具体的な取組▶			
45	地域生活定着支援センターの理解等促進	▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。	○地域生活定着支援センター事業費
45	地域生活定着支援センターの課題検討	▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。	○地域生活定着支援センター事業費
45	再犯防止に向けた支援体制の構築	▼ 国のモデル事業を実施し、大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。	○地域再犯防止推進モデル事業 ●性犯罪者に対する心理カウンセリング
◆目標・指標 「◆2018（平成30）年度より3カ年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。」			
③社会福祉協議会に対する活動支援			
◀現状と課題▶			
46		▽ 社会福祉協議会は、住民主体の理念のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉と共生のまちづくり」の実現をめざし、様々な地域生活課題の解決に取り組んでいます。地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談活動、ボランティアや住民活動のネットワークづくり、福祉教育の推進など、地域福祉を推進する中核的な役割を担っています。	
46		▽ 府社協では、誰もが安心して暮らすことのできる共生社会の構築をめざし、市町村社協や社会福祉施設、民生委員・児童委員等の関係機関との組織連携のもと、広域的かつ専門的な観点から府域における福祉サービス水準の確保と地域福祉力の向上に取り組んでいます。 大阪府とは車の両輪の関係にあり、府全域にわたる福祉ニーズや生活課題に関する情報を共有しながら、地域福祉のセーフティネットづくりに向けて、効果的・効率的な諸事業を企画・実施してきたところです。	
46		▽ 市町村社協では、市町村や福祉施設、地区福祉委員（※）、地域住民との連携のもと、地域生活課題の把握と解決に取り組んでいます。特に、地域貢献委員会（※）の設置（平成29年度末現在で31市町村社協）により、社会福祉施設の協働による福祉活動を推進するとともに、府域における「大阪しあわせネットワーク」との一層の連携を図り、地域のセーフティネットの充実をめざしています。 また、地域住民による声かけ・見守り等の助け合い活動として定着してきた小地域ネットワーク活動については、その担い手の拡大も含めて、各地域における活動の拡がり期待されます。	

心理カウンセリングのご案内

～再び同じ過ちを繰り返さないために～

性犯罪は、再犯率の高い犯罪と指摘されていることをご存知ですか？
特に、痴漢や盗撮などは再犯率が高いため、同じ過ちを防ぐには、より早い段階で、犯罪に及ぶ問題性への対策を身につけることが重要とされています。



性欲だけが原因ではない！？

あなたは、問題行動を引き起こす要因に、
自分で気付いていないのでは？



この要因に気づき、対策することが大切です。

大阪府では、痴漢や盗撮などをした方が、ご自身で犯罪に及ぶ問題性を理解し、再び同じ過ちを繰り返さないための具体的な対策を身に付けていただくため、無料で心理カウンセリング（原則5回まで）を実施しています。（※交通費等自己負担）

このカウンセリングは個別で行いますので、他人にあなたのことを知られる心配はありません。

少しでも関心を持たれた方は、下記の問い合わせ先に連絡いただき、ぜひこの支援をご利用ください。

手続きの流れは、裏面をご覧ください。



心理カウンセリングの支援の対象となる方

次の全ての要件に該当し、心理カウンセリングによる支援を希望する方

要件1： 痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノの製造などの性犯罪を行った方

要件2： 要件1の罪により、起訴猶予、罰金・科料、執行猶予の処分を受けた方

（保護観察付執行猶予となり、性犯罪者処遇プログラムを受けられた方は除きます。）

要件3： 大阪府内に居住する方

※ 支援終了予定：平成32年12月（早期に終了する場合があります。）

【問い合わせ・申込先】

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 青少年・地域安全室 治安対策課

電話番号 06-6944-6843（直通）（平日の午前9時～午後6時まで）

心理カウンセリング支援を受けるまでの流れ



痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノの製造などの性犯罪をした



執行猶予、罰金、科料、起訴猶予の処分が決定した



再犯をしてしまうかもしれない・・・

- ・不安を感じていませんか？
- ・癖になっていませんか？



心理カウンセリング支援制度の利用

- ・まず、大阪府の「問い合わせ・申込先」にご連絡ください
- ・心理カウンセリング支援制度について説明いたします
- ・申込に必要な書類の説明、申込の日程を調整します



支援の申込

- ・大阪府に「支援申込書兼同意書」を提出してください
- ・大阪府では、あなたが支援の要件に該当するか確認します



心理カウンセリング開始（原則5回）

- ・予約制の個別カウンセリングです
- ・第三者にあなたのことを知られる心配はありません



犯罪に及んでしまう原因を理解し、同じ過ちを繰り返さないための対策を身に付けましょう！！